

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第90期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）

【会社名】 株式会社大京

【英訳名】 DAIKYO INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 山口 陽

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03（3475）1111（大代表）

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号

【電話番号】 03（3475）1111（大代表）

【事務連絡者氏名】 グループ経理部長 相田 佳隆

【縦覧に供する場所】 株式会社大京名古屋支店
（愛知県名古屋市中区錦二丁目9番29号）
株式会社大京大阪支店
（大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目2番3号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第1四半期 連結累計期間	第90期 第1四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
営業収入 (百万円)	65,684	68,812	302,610
経常利益 (百万円)	4,368	1,843	20,270
四半期(当期)純利益 (百万円)	3,143	9,891	15,535
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,117	9,933	15,596
純資産額 (百万円)	118,838	139,080	131,314
総資産額 (百万円)	286,237	297,327	275,442
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.11	22.38	33.25
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.69	11.62	18.24
自己資本比率 (%)	41.5	46.8	47.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収入」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 従来、営業外収益に計上しておりました「違約金収入」は、前連結会計年度より「営業収入」に計上する方法に変更したため、第89期第1四半期連結累計期間の関連する主要な経営指標等について当該表示方法の変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

《不動産開発事業》

平成25年4月1日付で㈱穴吹工務店の株式を取得したことに伴い、同社および㈱穴吹エンジニアリングを新たに連結子会社といたしました。

《不動産管理事業》

平成25年4月1日付で㈱穴吹工務店の株式を取得したことに伴い、㈱穴吹コミュニティおよび㈱穴吹建設を新たに連結子会社といたしました。

また、平成25年4月1日付で㈱ジャパン・リビング・コミュニティは㈱大京アステージに吸収合併されました。

《不動産流通事業》

平成25年4月1日付で㈱穴吹工務店の株式を取得したことに伴い、㈱穴吹不動産センターを新たに連結子会社といたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間に㈱穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことなどにより、営業収入は688億12百万円（前年同期比31億27百万円増、4.8%増）となりましたが、受け入れた棚卸資産等について時価評価を行ったことにより連結決算における営業利益への貢献は限定的であること、また、マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて少ない計画であったことなどから、営業利益は20億47百万円（同27億94百万円減、57.7%減）、経常利益は18億43百万円（同25億25百万円減、57.8%減）となりました。四半期純利益は㈱穴吹工務店の連結子会社化に伴う負ののれん発生益の計上などにより98億91百万円（同67億47百万円増、214.6%増）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。なお、各セグメントの金額はセグメント間取引を含んでおります。

（セグメント別業績）

区分	前第1四半期連結累計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）		増減	
	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）	営業収入 （百万円）	営業利益 （百万円）
不動産開発事業	33,520	3,829	28,513	746	5,007	3,082
不動産管理事業	27,594	1,563	33,521	1,586	5,926	22
不動産流通事業	4,817	31	7,882	550	3,065	582
調整額（消去又は全社）	248	519	1,104	836	856	317
合計	65,684	4,841	68,812	2,047	3,127	2,794

不動産開発事業

連結子会社化した(株)穴吹工務店の寄与はあったものの、マンション販売において竣工戸数が前年同期に比べて少ない計画であったことから、売上戸数は701戸（前年同期比97戸減）、売上高は252億65百万円（同75億81百万円減）となり、不動産開発事業の営業収入は285億13百万円（同50億7百万円減）、営業利益は7億46百万円（同30億82百万円減）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション既契約残高は3,159戸、1,071億77百万円（前年同期末比893戸増、167億5百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	増減
不動産販売 (百万円)	32,859	27,216	5,643
その他 (百万円)	661	1,297	636
合計 (百万円)	33,520	28,513	5,007

不動産販売の状況

区分		前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		増減	
		戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
契約実績	マンション	786戸	31,374	982戸	32,962	196戸	1,587
	戸建	-	-	7戸	126	7戸	126
	その他	-	13	-	66	-	53
	合計	786戸	31,387	989戸	33,154	203戸	1,766
売上実績	マンション	798戸	32,846	701戸	25,265	97戸	7,581
	戸建	-	-	14戸	458	14戸	458
	その他	-	13	-	1,492	-	1,479
	合計	798戸	32,859	715戸	27,216	83戸	5,643
契約残高	マンション	2,266戸	90,472	3,159戸	107,177	893戸	16,705
	戸建	-	-	1戸	37	1戸	37
	その他	-	-	-	66	-	66
	合計	2,266戸	90,472	3,160戸	107,280	894戸	16,808

(注) 契約残高は四半期連結会計期間末の残高であります。

不動産管理事業

連結子会社化した(株)穴吹コミュニティおよび(株)穴吹建設が寄与したことなどにより、管理受託収入は197億61百万円（前年同期比25億58百万円増）、請負工事収入は118億14百万円（同27億42百万円増）となりました。これらの結果、不動産管理事業の営業収入は335億21百万円（同59億26百万円増）、営業利益は15億86百万円（同22百万円増）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間末におけるマンション管理受託戸数は512,577戸（前年同期末比75,110戸増）、請負工事受注残高は252億71百万円（同71億36百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	増減
管理受託 (百万円)	17,202	19,761	2,558
請負工事 (百万円)	9,072	11,814	2,742
その他 (百万円)	1,319	1,945	625
合計 (百万円)	27,594	33,521	5,926

マンション管理受託戸数

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	増減
マンション管理受託戸数	437,467戸	512,577戸	75,110戸

請負工事の状況

区分	前第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	増減
受注残高 (百万円)	18,134	25,271	7,136

不動産流通事業

売買仲介および不動産販売が好調に推移したことに加え、連結子会社化した(株)穴吹不動産センターが寄与したことなどにより、不動産流通事業の営業収入は78億82百万円（前年同期比30億65百万円増）、営業利益は5億50百万円（同5億82百万円増）となりました。

営業収入内訳

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		増減	
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
売買仲介 (百万円)	1,567		1,909		342	
不動産販売 (百万円)	2,053		3,265		1,212	
賃貸管理等 (百万円)	1,081		2,368		1,287	
その他 (百万円)	115		338		222	
合計 (百万円)	4,817		7,882		3,065	

売買仲介取扱実績

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
取扱件数	1,264件		1,703件		439件	
取扱高 (百万円)	29,309		41,003		11,694	

不動産販売の状況

区分	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)		増減	
	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)	戸数	金額 (百万円)
	売上実績					
マンション	117戸	2,053	165戸	3,229	48戸	1,176
その他	-	-	-	36	-	36
合計	117戸	2,053	165戸	3,265	48戸	1,212

(2) 財政状態の分析

総資産

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、2,973億27百万円（前期末比218億84百万円増）となりました。これは、「現金及び預金」が270億72百万円減少した一方、たな卸不動産が310億66百万円、「のれん」が21億29百万円、「無形固定資産その他」が70億28百万円それぞれ増加したことなどによるものです。

負債

当第1四半期連結会計期間末の負債は、1,582億46百万円（前期末比141億18百万円増）となりました。これは、「支払手形及び買掛金」が80億85百万円減少した一方、「前受金」が60億15百万円、「繰延税金負債」が55億33百万円、有利子負債が33億22百万円、「退職給付引当金」が39億18百万円それぞれ増加したことなどによるものです。

純資産

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、1,390億80百万円（前期末比77億65百万円増）となりました。これは、普通株式および優先株式に係る配当金21億65百万円の支払いを行った一方、四半期純利益の計上により、「利益剰余金」が77億26百万円増加したことなどによるものです。また、自己資本比率は46.8%（同0.9ポイント減）となりました。

なお、これらの増減の多くは、主に(株)穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、主に(株)穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことにより、従業員数が不動産開発事業において355人、不動産管理事業において683人、不動産流通事業において130人それぞれ増加しております。これにより当第1四半期連結会計期間末の当社グループ従業員数は5,122人となりました。なお、従業員数は就業人員であり、連結会社以外への出向者を含んでおりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,152,400,000
第1種優先株式	10,000,000
第2種優先株式	11,250,000
第4種優先株式	18,750,000
第7種優先株式	25,000,000
第8種優先株式	23,600,000
計	1,241,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	445,337,738	445,337,738	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容 に制限のない、基準と なる株式 (注)3~4
第1種優先株式 (注)1	10,000,000	10,000,000		(注)2~6、8~10
第2種優先株式 (注)1	11,250,000	11,250,000		
第4種優先株式 (注)1	18,750,000	18,750,000		
第7種優先株式 (注)1	25,000,000	25,000,000		
第8種優先株式 (注)1	23,598,144	23,598,144		
計	533,935,882	533,935,882		

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2 各優先株式は、当社の普通株式の株価に基づき取得(転換)価額が修正されるため、各優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数が変動いたします。なお、取得(転換)価額の修正基準および修正頻度ならびに下限は、(注)10に記載のとおりであります。また、各優先株式について、当社の決定による当該優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

3 各種類株式の単元株式数は、1,000株であります。

4 各種類株式について、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

5 各優先株式の権利行使に関する事項および当社株式の売買に関する事項について、当社と各優先株式の所有者との間に取決めはありません。

- 6 各優先株式は、自己資本の増強を図る一方、普通株式数の増加による希薄化を最大限抑制するために発行したものであるため、法令に別段の定めがある場合を除き、議決権はありません。
ただし、第1種優先株式については、期末配当において第1種優先株主が優先的配当を受ける旨の報告事項または議案が定時株主総会に提出されないときはその総会から、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時から期末配当において優先的配当を受ける旨の取締役会または定時株主総会の決議がある時まで、議決権を有するものとしております。
- 7 「提出日現在発行数」には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数、ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の取得請求権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 8 第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式は、現物出資(借入金の株式化)により発行されております。
- 9 各優先株式の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は、同順位としております。
- 10 第1種優先株式、第2種優先株式、第4種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の内容は、次のとおりであります。

第1種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下、「期末配当」という。)を行うときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当(以下、「第1種優先配当金」という。)を行う。
 - (ロ) 優先配当金の額 第1種優先配当金の額は、 $400円 \times (\text{日本円TIBOR} + 1.75\%)$ とする。第1種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第1種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第1種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第1種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第1種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第1種優先配当算出基準日とする。第1種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
 - (ハ) 期末配当以外の配当の額 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
 - (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
 - (ホ) 非参加条項 期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。
 - (ヘ) 除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第1種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき400円を支払う。第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
 - (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第1種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (4) 取得請求権
 - (イ) 取得を請求し得べき期間 第1種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
 - (ロ) 条件 第1種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第1種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
 - (a) 当初転換価額 444.0円

(b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が351.6円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額(新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払い込む額との合計額の1株当たりの額をいい、以下第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式において同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。)

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第1種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第1種優先株主が取得請求のために提出した第1種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第1種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第1種優先株主に対し、当該第1種優先株式を取得するのと引換えに第1種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が355.2円を下回るときは、第1種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第2種優先株式

(1) 優先配当金

(イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第2種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下、「第2種優先配当金」という。）を行う。

(ロ) 優先配当金の額 第2種優先配当金の額は、400円×（日本円TIBOR + 1.75%）とする。第2種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。

「日本円TIBOR」とは、平成19年4月1日以降の毎年4月1日（以下、「第2種優先配当算出基準日」という。）現在における日本円リファレンス・レート（1年物）として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第2種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第2種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第2種優先配当算出基準日とする。第2種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

(ハ) 期末配当以外の配当の額 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。

(ニ) 非累積条項 ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ホ) 非参加条項 期末配当において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、第2種優先配当金を超えて配当は行わない。

- (へ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第2種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 当社の残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき400円を支払う。第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、第2種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第2種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成19年10月1日から平成37年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第2種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第2種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成20年10月1日から平成37年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。))が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)、ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が63.3円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券(権利)の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される(下記も同様とする。))。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券(権利)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記 ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合または で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第2種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第2種優先株主が取得請求のために提出した第2種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第2種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第2種優先株主に対し、当該第2種優先株式を取得するのと引換えに第2種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が69.8円を下回るときは、第2種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。

なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第4種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、定款に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を行うときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第4種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第4種優先配当金」という。）を行う。

- (ロ)優先配当金の額 第4種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第4種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第4種優先配当金の額が金40円を超える場合は40円とする。
- 平成24年3月末日に終了する事業年度に関する配当まで：第4種優先配当金 = 400円 × 2.00%
- 平成25年3月末日に終了する事業年度に関する配当から：第4種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR + 1.75%)
- 「日本円TIBOR」とは、平成24年4月1日以降の毎年4月1日(以下、「第4種優先配当算出基準日」という。)現在における日本円リファレンス・レート(1年物)として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第4種優先配当算出基準日の前日までの各事業年度について適用される。ただし、第4種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第4種優先配当算出基準日とする。第4種優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに換えて用いるものとする。日本円TIBORまたはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
- (ハ)期末配当以外の配当の額 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、期末配当以外の剰余金の配当を行わない。
- (ニ)非累積条項 ある事業年度において第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ)非参加条項 第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、第4種優先配当金を超えて配当は行わない。
- (ヘ)除斥期間 定款に定める除斥期間の規定は、第4種優先配当金の支払について、これを準用する。
- (2) 残余財産の分配 社の残余財産を分配するときは、第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4種優先株式1株につき400円を支払う。第4種優先株主または第4種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 併合または分割等 社は、法令に定める場合を除き、第4種優先株式について株式の併合または分割は行わない。社は、第4種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (4) 取得請求権
- (イ)取得を請求し得べき期間 第4種優先株式の取得を請求し得べき期間は、平成21年10月1日から平成41年9月30日までとする。
- (ロ)条件 第4種優先株主は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第4種優先株式の取得を当社に請求し、引換えに普通株式の取得を請求することができる。
- (a) 当初転換価額 79.1円
- (b) 転換価額の修正 転換価額は、平成22年10月1日から平成41年9月30日まで、毎年10月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が55.4円(以下、「下限転換価額」といい、下記(c)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。
- (c) 転換価額の調整
- 第4種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- $$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$
- 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金の額の増加をすることを条件としてその増加部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該剰余金の額を減少して資本金の額の増加決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、全ての取得請求権または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該取得請求権または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）。

普通株式に引換えることができる取得請求権付株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により交付される普通株式1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全ての取得請求権または新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

上記に掲げる事由のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって取得請求権の行使により普通株式を交付する場合またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整する。

(d) 引換えにより交付すべき普通株式数

第4種優先株式と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{引換えにより交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4種優先株主が取得請求のために提出した第4種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

交付すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (5) 取得条項 当社は、取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第4種優先株式を、同期間の末日の翌日(以下「取得条件成就日」という。)以降の取締役会で定める日をもって取得するものとし、この場合、当社は、当該第4種優先株主に対し、当該第4種優先株式を取得するのと引換えに第4種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が61.1円を下回るときは、第4種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- なお、前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

第7種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第7種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第7種優先株式1株当たり40円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第7種優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 優先配当金の額 第7種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。
- $$\text{第7種優先配当金} = 400\text{円} \times (\text{日本円TIBOR}(1\text{年物}) + 2.00\%)$$
- 「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第7種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第7種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第7種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第7種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対しては、第7種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第7種優先株式1株につき、400円(以下「第7種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して第7種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者は、第7種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第7種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第7種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第7種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第7種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第7種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第7種優先株主に対して交付するものとする。

(イ)取得と引換えに交付する普通株式数

第7種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第7種優先株主が取得の請求をした第7種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。

(ロ)当初取得価額 取得価額は、当初、101円とする。

(ハ)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が101円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が80.8円(ただし、下記(ニ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(ニ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(ニ)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a)で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかるとして調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第7種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第7種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第7種優先株主または第7種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第7種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第7種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第7種優先株式を取得するのと引換えに、かかる第7種優先株式の払込金額の総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第7種優先株主に対して交付する。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第7種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

第8種優先株式

(1) 優先配当金

- (イ) 剰余金の配当 当社は、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当をするときは、当該期末配当に係る基準日の株主名簿に記載または記録された第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株当たり、400円にそれぞれの事業年度ごとに定める率(以下「第8種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額(ただし、第8種優先株式1株当たり40円を上限とする。)の配当金(1円未満を切り捨てる。以下「第8種優先配当金」という。)を支払う。
- (ロ) 優先配当金の額 第8種優先配当金の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。
第8種優先配当金 = 400円 × (日本円TIBOR(1年物) + 2.00%)
「日本円TIBOR(1年物)」とは、各事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「第8種優先配当年率決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、第8種優先配当年率決定基準日に日本円1年物トーキョー・インターバンク・オフアード・レートが公表されない場合、これに代えて同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値とする。第8種優先配当年率は、%未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (ハ) 期末配当以外の配当の額 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、平成23年3月31日以降(同日を含む。)に終了する各事業年度の末日を基準日とする定款に定める期末配当以外の配当は行わない。
- (ニ) 非累積条項 ある事業年度において第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第8種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (ホ) 非参加条項 第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対しては、第8種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。
- (2) 残余財産の分配 当社は、残余財産の分配をするときは、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第8種優先株式1株につき、400円(以下「第8種優先残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して第8種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者は、第8種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
- (3) 併合または分割等 当社は、法令に定める場合を除き、第8種優先株式について株式の併合または分割は行わない。また、当社は、第8種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
- (4) 取得請求権 第8種優先株主は、平成23年4月1日から平成43年3月31日までの間(以下「第8種優先株式取得請求期間」という。)、いつでも当社に対して、その有する第8種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該第8種優先株主に対して交付するものとする。
- (イ) 取得と引換えに交付する普通株式数
第8種優先株式を取得すると引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{第8種優先株主が取得の請求をした第8種優先株式数に400円を乗じた額}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。
- (ロ) 当初取得価額 取得価額は、当初、64円とする。

(八)取得価額の修正 当初取得価額は、平成23年4月1日以降平成42年4月1日までの毎年4月1日(以下、それぞれ「修正基準日」という。)に、修正基準日における時価に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が64円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「上限取得価額」という。)を上回る場合、修正後取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価額が51.2円(ただし、下記(二)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合、修正後取得価額は下限取得価額とする。

修正基準日における時価は、各修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、時価算定期間中に下記(二)に規定する事由が生じた場合、上記の終値(気配表示を含む。)は下記(二)に準じて当社が適当と判断する値に調整される。

(二)取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、これを適用する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数(ただしその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される(請求により取得される場合を含む。以下同じ。))株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(二)において同じ。))もしくはその他の証券の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合、または会社分割、株式交換もしくは合併により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「新たに発行する普通株式の数および処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、または普通株式の交付と引換えに取得される新株予約権の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行または処分する場合(株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行または処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得または行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

行使することにより、本(a) で定める1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式または普通株式の交付と引換えに取得される株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使等され普通株式が交付されたものとみなして、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として新株予約権の行使に際して出資される財産の1株当たりの価額を使用して計算される額を調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本による取得価額の調整は、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役または従業員に対してストックオプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとし、また、第8種優先株式の発行済株式総数の過半数を有する第8種優先株主がかかる調整を不要とした場合にも行われない。

取得価額調整式で使用する時価は、調整後の取得価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 ないし のいずれかに該当する場合には、当社は、必要な取得価額の調整を行う。

会社分割、株式交換または合併のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(ただし、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

上記(a)の に定める株式、新株予約権またはその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき、ただし、当該株式、新株予約権またはその他の証券全てにつき普通株式の交付された場合を除く。

上記(a)の に定める新株予約権の行使期間が終了したとき、ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。

- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、第8種優先株主または第8種優先登録株式質権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他の必要事項を通知しなくてはならない。

- (5) 取得条項 当社は、第8種優先株式取得請求期間中に取得請求のなかった第8種優先株式の全部を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議で定める日(以下「一斉取得日」という。)が到来することをもって取得するものとし、当社はかかる第8種優先株式を取得するのと引換えに、取得する第8種優先株式の総数に400円を乗じた額の金銭総額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式を第8種優先株主に対して交付するものとする。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回る場合には、当該平均値に代えて下限取得価額を、当該平均値が上限取得価額を上回る場合には、当該平均値に代えて上限取得価額をもって計算する。第8種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	-	533,935,882	-	41,171	-	33,462

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成25年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 10,000,000 第2種優先株式 11,250,000 第4種優先株式 18,750,000 第7種優先株式 25,000,000 第8種優先株式 23,598,000	-	「1(1) 発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,399,000	-	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 440,042,000	440,042	株主としての権利内容に制限のない、基準となる株式 単元株式数は1,000株
単元未満株式	普通株式 1,896,738 第8種優先株式 144	-	
発行済株式総数	533,935,882	-	
総株主の議決権	-	440,042	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株(議決権6個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式737株および証券保管振替機構名義株式564株が含まれております。
- 3 平成25年6月30日現在においては、「完全議決権株式(自己株式等)」の自己保有株式は、単元未満株式の買取りおよび売渡しにより6,029株増加し、単元未満株式を含めて3,405,766株となっております。

【自己株式等】

(平成25年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大京	東京都渋谷区千駄ヶ谷 四丁目24番13号	3,399,000	-	3,399,000	0.64
計		3,399,000	-	3,399,000	0.64

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	116,033	88,961
受取手形及び売掛金	3 12,666	3 11,313
有価証券	99	3,099
販売用不動産	20,836	14,485
仕掛販売用不動産	57,021	89,724
開発用不動産	16,701	21,416
その他のたな卸資産	1,391	4,347
繰延税金資産	4,423	3,968
その他	7,005	8,561
貸倒引当金	26	19
流動資産合計	236,152	245,858
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,904	6,862
減価償却累計額	2,895	3,266
建物及び構築物（純額）	3,008	3,595
土地	12,347	13,975
その他	1,381	1,856
減価償却累計額	859	1,160
その他（純額）	521	696
有形固定資産合計	15,878	18,266
無形固定資産		
のれん	2 11,131	2 13,261
その他	3,797	10,825
無形固定資産合計	14,928	24,086
投資その他の資産		
投資有価証券	1,804	1,542
繰延税金資産	438	512
その他	6,522	7,352
貸倒引当金	282	293
投資その他の資産合計	8,483	9,114
固定資産合計	39,289	51,468
資産合計	275,442	297,327

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	33,949	25,864
短期借入金	19,903	17,831
未払法人税等	1,127	556
前受金	10,388	16,404
賞与引当金	1,655	1,455
役員賞与引当金	61	17
その他	15,556	13,723
流動負債合計	82,643	75,853
固定負債		
社債	7,000	7,000
長期借入金	42,180	47,557
繰延税金負債	654	6,187
退職給付引当金	4,637	8,555
役員退職慰労引当金	284	350
その他	6,726	12,740
固定負債合計	61,484	82,393
負債合計	144,127	158,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,171	41,171
資本剰余金	38,098	38,098
利益剰余金	53,186	60,912
自己株式	1,314	1,316
株主資本合計	131,142	138,866
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	192	221
為替換算調整勘定	44	31
その他の包括利益累計額合計	147	189
少数株主持分	24	25
純資産合計	131,314	139,080
負債純資産合計	275,442	297,327

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業収入	65,684	68,812
営業原価	54,363	59,228
売上総利益	11,321	9,584
販売費及び一般管理費	6,479	7,537
営業利益	4,841	2,047
営業外収益		
受取利息	15	7
受取配当金	14	11
受取和解金	-	65
その他	118	213
営業外収益合計	148	296
営業外費用		
支払利息	428	239
その他	192	261
営業外費用合計	621	500
経常利益	4,368	1,843
特別利益		
段階取得に係る差益	-	1,204
負ののれん発生益	-	10,184
特別利益合計	-	11,389
特別損失		
固定資産除却損	10	43
投資有価証券評価損	34	-
退職給付制度改定損	-	2,092
その他	2	54
特別損失合計	47	2,190
税金等調整前四半期純利益	4,321	11,042
法人税、住民税及び事業税	436	503
法人税等調整額	740	646
法人税等合計	1,177	1,150
少数株主損益調整前四半期純利益	3,144	9,892
少数株主利益	0	0
四半期純利益	3,143	9,891

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,144	9,892
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	31	28
為替換算調整勘定	4	13
その他の包括利益合計	27	41
四半期包括利益	3,117	9,932
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,116	9,932
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得したことに伴い(株)穴吹工務店およびその子会社4社を連結の範囲に含めております。

また、当第1四半期連結会計期間において、(株)ジャパン・リビング・コミュニティは、当社の連結子会社である(株)大京アステージに吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

(表示方法の変更)

前第1四半期連結累計期間において営業外収益に計上しておりました「違約金収入」については、前連結会計年度より「営業収入」に計上する方法に変更いたしました。この変更は、当該収益が当社の事業活動の結果であり、損益区分をより適切に表示するために行ったものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、営業外収益の「違約金収入」に表示していた32百万円は、「営業収入」として組み替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
	百万円	百万円
顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する連帯保証債務	33,591	14,780
非連結子会社の金融機関からの借入に対する連帯保証債務	12	12
計	33,603	14,793

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
	百万円	百万円
のれん	11,622	13,742
負ののれん	491	481
差引	11,131	13,261

3 四半期連結会計期間末日満期手形の処理

四半期連結会計期間末日満期手形は手形交換日をもって決済処理をしております。従って、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、四半期連結会計期間末日満期手形が以下の科目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
	百万円	百万円
受取手形	112	31
支払手形	4,288	2,084

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
	百万円	百万円
減価償却費	193	386
のれんの償却額	230	265

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,104	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月22日
	第1種優先株式		88	8.88		
	第2種優先株式		99			
	第4種優先株式		150	8.00		
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,325	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日
	第1種優先株式		88	8.84		
	第2種優先株式		99			
	第4種優先株式		165			
	第7種優先株式		250	10.00		
	第8種優先株式		235			

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	33,455	27,420	4,808	-	65,684
セグメント間の内部売上高 又は振替高	65	174	8	248	-
計	33,520	27,594	4,817	248	65,684
セグメント利益又は損失()	3,829	1,563	31	519	4,841

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 519百万円には、セグメント間取引消去 23百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 496百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	不動産開発 事業	不動産管理 事業	不動産流通 事業	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	28,413	32,691	7,707	-	68,812
セグメント間の内部売上高 又は振替高	99	829	174	1,104	-
計	28,513	33,521	7,882	1,104	68,812
セグメント利益	746	1,586	550	836	2,047

(注)1 セグメント利益の調整額 836百万円には、セグメント間取引消去 7百万円および各報告セグメントに配分していない全社費用 828百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第1四半期連結会計期間において、(株)穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことなどにより、前連結会計年度の末日に比べ、当第1四半期連結会計期間の報告セグメントごとの資産の金額が、「不動産管理事業」セグメントにおいて15,645百万円、「不動産流通事業」セグメントにおいて4,080百万円それぞれ増加しております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結会計期間において、(株)穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことにより、「不動産管理事業」セグメントおよび「不動産流通事業」セグメントにおいてのれんが発生しております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間において「不動産管理事業」セグメントで2,373百万円、「不動産流通事業」セグメントで21百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期連結会計期間において、(株)穴吹工務店およびその子会社を連結子会社化したことにより、「不動産開発事業」セグメントにおいて、負ののれんが発生しております。

なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は、当第1四半期連結累計期間において10,184百万円であります。

取得原価の配分が完了していないため、発生した負ののれん発生益は暫定的な金額であります。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

(取得による企業結合)

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	(株)穴吹工務店およびその子会社4社
事業の内容	建設工事全般の設計・施工、マンションの企画建設・販売、 戸建住宅の施工・販売、マンションの管理、不動産の売買仲介・賃 貸・賃貸管理

(2) 企業結合を行った主な理由

(株)穴吹工務店は、長年にわたって住宅事業を展開してきた歴史のある企業であり、これまで地方中核都市を主体にサーパスマンションブランドでマンションを供給してきたほか、同社の子会社においてもマンション管理事業、不動産仲介事業など、不動産に係わる総合的なサービス体制が整備されており、当社が同社株式を取得することで、それぞれの企業が持つ強みが融合され、様々なシナジー効果が期待されることなどから株式を取得いたしました。

(3) 企業結合日

平成25年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

(株)穴吹工務店
(株)穴吹コミュニティ
(株)穴吹建設
(株)穴吹不動産センター
(株)穴吹エンジニアリング

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成25年6月30日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	30,700百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	39百万円
取得原価		30,739百万円

4 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

被取得企業の取得原価	30,739百万円
取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額	29,535百万円
差額（段階取得に係る差益）	1,204百万円

5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

株)穴吹コミュニティ	2,050百万円
株)穴吹建設	323百万円
株)穴吹不動産センター	21百万円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 償却方法及び償却期間

株)穴吹コミュニティ	18年間にわたる均等償却
株)穴吹建設	5年間にわたる均等償却
株)穴吹不動産センター	5年間にわたる均等償却

6 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

株)穴吹工務店	9,965百万円
株)穴吹エンジニアリング	219百万円

なお、株)穴吹工務店の負ののれん発生益の金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

企業取得時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	7円11銭	22円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	3,143	9,891
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	3,143	9,891
普通株式の期中平均株式数 (株)	441,956,425	441,934,134
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	3円69銭	11円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	409,581,563	409,581,563
(うち、優先株式)	(409,581,563)	(409,581,563)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

(剰余金の配当)

平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり剰余金の配当(期末)を行うことを決議いたしました。

普通株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額1,325百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり3.00円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第1種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額88百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり8.84円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第2種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額99百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり8.84円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第4種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額165百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり8.84円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第7種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額250百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり10.00円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第8種優先株式

配当財産の種類および帳簿価額の総額	金銭による配当 総額235百万円
株主に対する配当財産の割当てに関する事項	1株当たり10.00円
当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成25年6月21日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 9 日

株式会社大京
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 隆 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大京の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大京及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。